

2026 年 7 月 28 日

Stride Digital Group 株式会社との吸収分割に係る
会社法第 7 9 4 条第 1 項及び会社法施行規則第 1 9 2 条に基づく事前開示書面

東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号
株式会社 S H I F T
代表取締役 丹下 大

当社は、2026 年 7 月 15 日付で Stride Digital Group 株式会社（以下、「吸収分割会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社が吸収分割会社の管理部門に関する権利義務を承継する吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うこととしました。会社法第 7 9 4 条第 1 項及び会社法施行規則第 1 9 2 条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約等の内容（会社法第 7 9 4 条 1 項の内容）

別紙「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第 7 5 8 条第 4 号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

当社は、吸収分割会社の完全親会社であり、完全親子会社間の吸収分割であることから、本件分割に際して株式の割当て、その他一切の対価の交付はありません。

3. 会社法第 7 5 8 条第 8 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ. 会社法第 7 5 8 条第 8 号イに掲げる行為をする場合において、会社法第 1 7 1 条第 1 項の決議が行われているときは、同項各号に掲げる事項

会社法第 7 5 8 条第 8 号イに掲げる事項を定めていないので、該当事項はありません。

ロ. 会社法第 7 5 8 条第 8 号ロに掲げる行為をする場合において、会社法第 4 5 4 条第 1 項の決議が行われているときは、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

会社法第 7 5 8 条第 8 号ロに掲げる事項を定めていないので、該当事項はありません。

4. 会社法第 7 5 8 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め
の相当性に関する事項

吸収分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、当該事項についての定めはありません。

5. 吸収分割会社（清算株式会社及び清算持分会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ. 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割会社の成立の日における貸借対照表）の内容

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙のとおりです。

ロ. 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割会社の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
当該臨時計算書類はありません。

ハ. 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

以下の通りでございます。

- [組織再編（子会社株式の承継および連結子会社間の合併）に関するお知らせ](#)
- [Stride Digital Group 株式会社の吸収分割公告のお知らせ](#)
- [ALH 株式会社へ 2 社統合のお知らせ | ALH 株式会社](#)
- [ALH 株式会社による組織再編（連結子会社間の合併）に関するお知らせ | ALH 株式会社](#)

6. 吸収分割承継株式会社についての次に掲げる事項

イ. 吸収分割承継株式会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

金融商品取引法に基づく有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しており、電子開示システム（EDINET）により閲覧可能な有価証券報告書に記載の「重要な後発事象」に記載の事項と以下の通りでございます。

- [当社子会社の吸収合併に関するお知らせ](#)
- [自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）](#)
- [当社子会社（株式会社 ADX Consulting）の吸収合併に関するお知らせ](#)
- [当社子会社（Airitech 株式会社）の吸収分割及び連結子会社間の吸収合併（存続会社：株式会社シムテック）に関するお知らせ](#)
- [（開示事項の中止及び変更）子会社設立の中止及び当社子会社の吸収合併スキーム変更に関するお知らせ](#)

ロ. 吸収分割承継株式会社において最終事業年度がないときは、吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表

当社は最終事業年度があるので、これに該当しません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債

務に限る。)の履行の見込みに関する事項

当社および吸収分割株式会社のそれぞれの資産および負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については履行見込みに問題ないものと判断しております。

8. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以 上

吸収分割契約書

吸収分割承継会社 株式会社 SHIFT（以下「甲」という。）及び吸収分割会社 Stride Digital Group 株式会社（以下「乙」という。）は、乙の管理部門（以下「本件部門」という。）に関して有する権利義務を甲に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり契約を締結する。

（吸収分割の方法）

第1条 甲は、吸収分割により、乙から乙の本件部門に関する第5条に定める権利義務（以下「本件権利義務」という。）を承継し、乙は甲にこれを承継させる。

2 本件吸収分割の当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲：吸収分割承継会社

商号： 株式会社 SHIFT

住所： 東京都港区麻布台一丁目3番1号

（2）乙：吸収分割会社

商号： Stride Digital Group 株式会社

住所： 東京都目黒区目黒一丁目24番12号

（吸収分割の効力発生）

第2条 本件吸収分割の効力発生日は、2026年9月1日とする。ただし、本件吸収分割の効力は、乙と ALH 株式会社（本店：東京都目黒区目黒一丁目24番12号）（以下「丙」という。）、乙と株式会社クロノス（本店：東京都品川区西五反田八丁目1番14号）（以下「丁」という。）、乙と CRAFT MILES 株式会社（本店：東京都中央区銀座六丁目6番1号銀座風月堂ビル5F）（以下「戊」という。）との間で、それぞれ締結された2026年7月15日付吸収分割契約に基づく、丙乃至戊を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割の全ての効力が生じることを条件とする。

2 本件吸収分割の効力発生日の前日までに吸収分割に必要な手続を遂行できないときは、甲乙間で協議の上、前項に定める効力発生日を変更することができる。

（分割対価の交付及び割当て）

第3条 甲は、本件吸収分割に際して、乙に対して、株式、金銭、その他一切の対価を交付しない。

（増加する資本金及び準備金の額等）

第4条 本件吸収分割により増加する甲の資本金の額及び準備金の額等は、以下の各号のとおりとする。

（1）増加する資本金の額 金0円

（2）増加する準備金の額等 会社計算規則の規定に従い、甲が定める。

(承継する権利義務)

第5条 乙が甲に承継させる本件権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりする。

ただし、不法行為によって生じた債務は甲に承継させないものとする。

2 乙は、本件吸収分割の効力発生日をもって、甲が承継する一切の債務につき、重疊的債務引受けをする。

(吸収分割契約の承認)

第6条 甲及び乙は、本件吸収分割の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本件吸収分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約の締結後、本件吸収分割の効力が発生するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産管理の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙で協議の上、これを実行する。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結日から本件吸収分割の効力が発生するまでの間において、①甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたとき又は②本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合等本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙で協議の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、効力を失う。

- (1) 第6条に定める適法な甲及び乙の機関決定が得られないとき
- (2) 前条に基づき本契約が解除されたとき
- (3) 乙と丙との間で締結された2026年7月15日吸収分割契約に基づく、丙を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割の効力が2026年9月1日に生じなかったとき
- (4) 乙と丁との間で締結された2026年7月15日吸収分割契約に基づく、丁を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割の効力が2026年9月1日に生じなかったとき
- (5) 乙と戊との間で締結された2026年7月15日吸収分割契約に基づく、戊を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割の効力が2026年9月1日に生じなかったとき

(協議事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従って、甲乙で協議の上、これを決定する。

以上のとおりの契約を締結したので、本契約書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙が写しを保有するか、又は、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自その電磁的記録を保管する。

2026年7月15日

吸収分割承継会社 （甲）東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社 SHIFT
代表取締役社長 丹下 大

吸収分割会社 （乙）東京都目黒区目黒一丁目24番12号
Stride Digital Group 株式会社
代表取締役社長 畠山 奨二

別 紙

承継権利義務明細表

本件吸収分割の効力発生日において乙から甲に承継される権利義務は、本件吸収分割の効力発生直前において乙に属する本件部門に係る以下の権利義務とする。

1. 承継する資産

なし

2. 承継する負債

なし

3. 承継する契約（雇用契約を除く。）

なし

4. 承継する雇用契約

本件部門に主として従事する吸収分割会社の従業員の全員との間の雇用契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務

以 上

事業報告書

令和 7 年 8 月期

自 令和 6 年 9 月 1 日

至 令和 7 年 8 月 31 日

【Stride Digital Group 株式会社】
（旧 バリストライドグループ株式会社）

事業報告

〔 自 令和 6 年 9 月 1 日
至 令和 7 年 8 月 31 日 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢の長期化や原材料の供給不足に加えて、グローバルでの金利調整などを背景とした円安進行などもあり、国内外における経済見通しは依然として不透明な状況が続いております。

SHIFT グループがサービスを提供するソフトウェア関連市場においては、産業界全体に変革を起こす DX（デジタル・トランスフォーメーション）という概念のもと、IT 投資はますます多様化し、その重要性は高まり続けております。

こうした経営環境の中、当社では当事業年度において、グループ会社の業績拡大への寄与を重点課題として取り組んでおります。

この結果、当事業年度は、売上高 6 億 98 百万円（前年同期比 20.1%増）、売上総利益 6 億 98 百万円（前年同期比 20.1%増）、営業利益 5 億 98 百万円（前年同期比 20.4%増）、当期純利益 3 億 92 百万円（前年同期比 21.4%増）となりました。

なお、当社は、令和 7 年 10 月 1 日付で商号を「バリストライドグループ株式会社」から「Stride Digital Group 株式会社」へ変更しております。

この新社名には「デジタル領域における力強い進化を支え、より良い社会を実現する」という想いを込めたものであり、グループ全体の持続的成長と、次代に向けた価値創造に取り組んでまいります

(2) 資金調達等についての状況

1 資金調達

該当するものではありません。

2 設備投資

該当するものではありません。

3 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当するものではありません。

4 他の会社の事業の譲受け

該当するものではありません。

5 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当するものではありません。

6 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は令和 7 年 6 月 1 日に株式会社シムテックの発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

当社は令和 7 年 6 月 1 日に株式会社キャリアシステムズの発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。なお、株式会社キャリアシステムズは令和 7 年 6 月 2 日に当社の 100%子会社である ALH 株式会社と吸収合併をして消

減しております。

(3) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期	第 24 期	第 25 期	第 26 期
	令和 4 年 8 月期	令和 5 年 8 月期	令和 6 年 8 月期	令和 7 年 8 月期 (当事業年度)
売 上 高 (千 円)	493,619	643,559	581,433	698,122
当 期 純 利 益 (△は当期純損失) (千円)	237,144	373,856	323,058	392,297
1 株当たり当期純利益 (△は当期純損失) (円)	694.34	1,094.63	945.89	1,148.62
総 資 産 (千 円)	1,365,527	2,744,426	2,980,339	5,019,460
純 資 産 (千 円)	1,227,855	1,601,712	1,924,770	4,107,718

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の事項を経営課題として重視しております。

- 1 優秀な IT 人材の確保及びその育成
- 2 市場環境（ニーズ）の変化への迅速な対応
- 3 生産性の向上（コスト削減・品質向上・納期遵守）

(5) 主要な事業内容

当社は、グループ全体の戦略策定および経営資源の最適配分を行う純粋持株会社であり、個別には事業活動を行っておりません。

当社の主要な事業は、以下のとおり当社傘下の子会社を通じて行われております。

- 1 ソフトウェア開発事業：主要子会社である ALH 株式会社、及び ICCOM 株式会社、株式会社クロノス、株式会社トラストブレイン、株式会社シムテックが、同事業を主要な事業としております。
- 2 情報処理・提供サービス事業：株式会社 SPST が、同事業を主要な事業としております。
- 3 教育事業：株式会社クロノスが、同事業を主要な事業としております。

(6) 主要な拠点並びに使用人の状況

1 主要な拠点

本社 東京都
支社 ー

2 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2 名	ー	49.9 歳	21.8 年

- (注) 1. 使用人数には、パート・アルバイトは含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

1 親会社の状況

会 社 名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
株式会社SHIFT	21,010 千円	100.0%	ソフトウェアの品質保証、 テスト事業

2 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ALH 株式会社	9,000 千円	100.0%	ソフトウェア開発業
ICCOM 株式会社	9,000 千円	100.0%	ソフトウェア開発業
株式会社SPST	10,000 千円	100.0%	情報処理・提供サービス業
株式会社クロノス	71,230 千円	100.0%	ソフトウェア開発業、 教育事業
株式会社トラストブレイン	10,000 千円	100.0%	ソフトウェア開発業
株式会社シムテック	10,000 千円	100.0%	ソフトウェア開発業

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	期末借入金残高
株式会社SHIFT	750,010 千円

(令和 7 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

[illegible]

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

〔 自 令和 6 年 9 月 1 日
至 令和 7 年 8 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		
グループ売上高	698,122	
売上高合計		698,122
売上総利益		698,122
【販売費及び一般管理費】		99,806
営業利益		598,316
【営業外収益】		
受取利息	5,953	
貸倒引当金戻入益	2,682	
営業外収益合計		8,635
【営業外費用】		
支払利息	7,772	
雑損失	4	
営業外費用合計		7,776
経常利益		599,175
特別利益合計		0
特別損失合計		0
税引前当期純利益		599,175
法人税、住民税及び事業税	210,935	
法人税等調整額	△4,057	
法人税等合計		206,877
当期純利益		392,297

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔 自 令和 6 年 9 月 1 日
至 令和 7 年 8 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	68,500
【資本剰余金】		
資本準備金	当期首残高及び当期末残高	454,922
(その他資本剰余金)	当期首残高	0
	当期変動額 その他	1,790,650
	当期末残高	1,790,650
資本剰余金合計	当期首残高	454,922
	当期変動額	1,790,650
	当期末残高	2,245,573
【利益剰余金】		
利益準備金	当期首残高及び当期末残高	600
(その他利益剰余金)		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,400,748
	当期変動額 当期純利益	392,297
	当期末残高	1,793,045
利益剰余金合計	当期首残高	1,401,348
	当期変動額	392,297
	当期末残高	1,793,645
株主資本合計	当期首残高	1,924,770
	当期変動額	2,182,947
	当期末残高	4,107,718
純資産合計	当期首残高	1,924,770
	当期変動額	2,182,947
	当期末残高	4,107,718

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式および関係会社株式・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

(ただし建物附属設備については定額法を採用しております)

長期前払費用 定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当該事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理および経営指導を行っており、その対価として、契約に基づき経営指導料を収受し、グループ売上高として計上しております。当該サービスは一定の期間にわたり充足される履行義務であるため、役務の提供が継続して行われる期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	341,537 株	—	—	341,537 株

3. その他の注記

該当事項はありません。

附属明細書（計算書類関係）

（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建物附属設備	0		-	-	0	18,904	18,904
	工具器具備品	0	1,500	-	333	1,167	5,459	6,626
	リース資産	-	-	-	-	-	2,427	2,427
	その他	-	-	-	-	-	132	132
	計	0	1,500	-	333	1,167	26,922	28,089

注) 工具器具備品の当期増加は、サーバー室エアコン設置によるもの 333 千円であります。

2. 引当金明細書

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	42,440	-	2,682	39,758

3. 販売費及び一般管理費明細

(単位：千円)

科 目	金 額	
役員報酬	18,000	
給料手当	16,500	
賞与	2,000	
法定福利費	3,635	
賞与引当金繰入	1,980	
賞与引当金戻入	△1,980	
福利厚生費	326	
採用費	28,400	
交際費	1,933	
会議費	1,028	
旅費交通費	5,323	
通信費	8,450	
消耗品費	6	
水道光熱費	240	
新聞図書費	7	
諸会費	46	
システム利用料	377	
備品消耗品費	140	
衛生管理費	561	
銀行手数料	91	
支払報酬	7,612	
減価償却費	333	
地代家賃	3,600	
賃借料	34	
租税公課	156	
長期前払費用償却	998	
販売費及び一般管理費合計		99,806

2025 年 10 月 23 日

Stride Digital Group 株式会社
代表取締役社長 畠山 奨二 殿

監査役 田中 耕介

監査報告書の提出について

私、監査役 田中 耕介は、会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙の通り提出いたします。

以 上

監査報告書

私、監査役 田中 耕介は、2024 年 9 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までの第 26 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025 年 10 月 23 日

Stride Digital Group 株式会社

監査役 田中 耕介